

準備はお早めに！

確定申告

■問合せ 税務財政課税務グループ (☎74-3003)

確定申告が必要な人

- ① 営業、不動産所得などがある人で所得税額が生じる人
- ② 年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な人
- ③ 年末調整済みで、他に20万円を超える所得がある人など

※ 税制改正で公的年金などの収入金額が400万円以下、かつ、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりましたが、所得控除（扶養控除や医療費控除など）を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。

■国民健康保険加入者

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が軽減されます。平成29年分の収入がなかった人、非課税収入（遺族年金、障害年金など）だけであった人は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が軽減となりませんので、忘れずに申告しましょう。

必ず印鑑を持参してください。

申告に持参するもの

■共通

収入がわかるもの、給与・年金の人は源泉徴収票の原本（コピー不可）、印鑑、マイナンバーカードなどの本人確認書類

※ 還付申告の場合は、申告者名義の預貯金口座がわかるもの（通帳など）

■各種所得控除

- ・ 社会保険料控除、健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
- ・ 生命、地震保険料控除、生命保険、地震保険控除証明書
- ・ 障害者控除、障害者手帳など

- ・ 配偶者特別控除、配偶者の収入がわかるもの
- ・ 医療費控除、病院・薬局の領収書や、介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の利用料領収証から受診者別、病院・薬局ごとに集計し、医療費の明細書を作成し持参してください。

確定申告の相談と 申告書の相談

役場税務財政課窓口で受付と相談を行います。

2月16日(金)～

3月15日(木)

洞爺湖温泉支所申告相談日

- 日時 3月2日(金)
午前の部 10時～12時
午後の部 14時～16時
- 場所 洞爺湖温泉支所会議室

窓口での明細書作成は時間がかかり混雑しますので、事前にご自身で作成するなど、ご協力をお願いします。

医療費控除について

前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費控除額」となります。

保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。

医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。

医療費控除の提出書類が簡略化されます

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」を作成し添付することにより、領収書の提出が不要となりました。医療費控除の明細書には治療費を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

ただし、医療費の領収証は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から提出を求められたときは、提示または提出しなければなりません。

申告は1月31日(水)まで

償却資産の申告を 忘れていませんか?



償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。

償却資産の申告をするときには、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いします。

1月31日(水)までに

家を取壊した人は 家屋の滅失届を



固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取壊した人で、まだ家屋の滅失届をされていない人は、1月31日(水)までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。

事業主の皆さん

個人住民税は特別徴収で納めましょう

従業員の所得税を源泉徴収している事業主は、個人住民税を特別徴収（給与天引き）する義務があります。また、正職員以外のアルバイト・パートなどの従業員についても原則として特別徴収をしていただく必要があります。



■問合せ 役場税務財政課税務グループ（☎74-3003）／胆振総合振興局納税課（☎0143-24-9586）

申告書の作成は 「確定申告書等作成コーナー」 で!

便利



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や贈与税などの確定申告書を作成し、印刷して郵送で提出することができます。初めての人でも簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。

健康の保持増進と疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、平成29年度中に自己または生計を一にする親族のために1万2千円以上の対象医薬品を購入した場合には、セルフメディケーション税制を受けることができます。

セルフメディケーション 税制の創設

また、医療費通知（医療費のお知らせなど）を提出する場合は、明細書記載の簡略化や領収書の保管を省略することができま

ただし、「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため重複して適用することはできません。

確定申告には マイナンバーの記載が 必要です

申告をする人や扶養親族の人などのマイナンバーの記載が必要です。
また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類の例

マイナンバーカード



通知カード +

運転免許証、公的医療
保険の被保険者証など



（控除対象配偶者、扶養親族と事業専従者などの本人確認書類は不要です。）

還付申告の受付が 始まります

始まります

平成29年分の還付申告の受付が始まります。

町では、1月31日から役場税務財政課窓口で随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、提出してください。また、申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告（e-Tax）により提出できます。

詳しくは、室蘭税務署（☎0143-22-4151）または役場税務財政課にお問い合わせください。

毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1月31日（水）以前は申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、大変お手数ですが国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxを利用した申告を行っていただくなどの対応をお願いします。